

## 令和4年度

### 第4回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和4年7月5日(月) 午後1時30分～午後3時3分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（8月1日公告）の決定  
及び農用地利用配分計画原案の承認について

議案第3号 営農型太陽光発電の事業計画変更承認申請と  
それに伴う農地法第5条及び第3条の規定による許可申請に  
ついて

議案第4号 非農地証明申請について

議案第5号 庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の  
承認について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

氏名	出席	欠席
佐々木 英明	○	

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	松島 寛治		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	藤原 直人	○	
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	坂口 登	○	
				主任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也		○	出張所長	亀山 慎也		○
主任	仲田 順一	○		主任	光永 稔彦	○	

係長	<p>ただ今より、令和4年度第4回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>黒木事務局長は別件対応により遅れて来られます。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、会議を開会いたします。</p> <p>今日は全員出席でございます。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
議長	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。15番柳生委員さん、16番高坂委員さん、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。</p> <p>受付番号19から23の5件について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。</p>
16番高坂委員	<p>受付番号22について事由に貸付をして耕作してもらっていたとあるが、今回の譲受人に貸付をしていたのか。それとも違う人か。</p>
事務局員 (本庁)	<p>今回の譲受人ではない方に貸付をされていました。</p> <p>合意解約をされて現在は自作地になっております。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請」について、受付番号19から23の5件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p>

	(なしという声)
議長	<p>それでは受付番号 19 から 23 の 5 件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(8月1日公告)の決定」について上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 4 年 6 月期の申出分については、「令和 4 年 8 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。今回は利用権設定の一般分が合計 10 件 32,001 m<sup>2</sup>、農地中間管理事業分が合計 2 件 5,470 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。</p> <p>皆様の方から何かご質疑・ご意見等ございますか。</p>
4 番木村委員	<p>表紙の表の 3 年目の新規の関係だが、2 件とも新規ではないか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>おっしゃったとおり新規の件数について 2 件の間違いです。</p> <p>表紙の表の契約年数が 3 年の右側の方になるのですが、「契約内訳」の「うち新規」欄について、件数が 1 件となっておりますが正しくは 2 件です。</p> <p>申し訳ございません。訂正をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>採決の前に、農業委員会等に関する法律により議事参与の制限を受けることとなる、2 番原田委員はご退席をお願いいたします。</p> <p>(該当委員退席)</p>

議長	<p>「農用地利用集積計画の決定」について、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。それではお戻りください。</p> <p>(該当委員着席)</p>
議長	<p>続きまして、先ほどの議案に関連します「農用地利用配分計画原案の承認」について上程いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条により本市農業振興課から本市農業委員会に対して計画原案への意見を求められております。</p> <p>内容は、先ほどご承認いただいた利用権設定(農地中間管理事業分)に関するものが 2 件です。</p> <p>利用集積計画に挙げられていた 2 件 5,470 m<sup>2</sup>について、川北町の 3,298 m<sup>2</sup>を株式会社 vegeta 様へ、本村町の 2,172 m<sup>2</sup>を農事組合法人ほんむら様へ配分する計画となっております。</p> <p>以上の配分計画原案は、この農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公示されます。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様の方から何かご質問・ご意見等はございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用配分計画原案の承認」について提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、承認されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 3 号「営農型太陽光発電の事業計画変更承認申請とそれに伴う農地法第 5 条及び農地法第 3 条の規定による許可申請」について上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>農地法第 5 条の規定により令和 3 年 10 月 18 日付け指令庄農第 29 号の許可案件について、計画変更承認申請と変更後の許可を求める農地法第 5 条及び農地法第 3 条の規定による許可申請書が提出されております。</p>

事業計画変更の内容は、資料5ページの上段に記載しておりますように、当初計画では、パワーコンディショナーをパネルの架台に設置する計画でありましたが、パネル下部で営農を行う際に農機具への接触の可能性があるため設置場所の変更を行うというものです。

具体的には、コンディショナーを設置する箇所を畦畔に変更しています。

これに伴い上空配線を地下配線にし、地下1メートルに関係者の立会いの下、埋設しております。

これにより、支柱本数が増加し0.02775㎡の一時転用面積の増加となり、改めて一時転用面積0.61115㎡での農地法第5条許可申請と、国の通知により設置者と営農者が異なる場合に必要な、民法269条の2第1項の地上権の設定に係る農地法第3条による許可申請を同時に申請されております。

民法269条の2につきましては地下または上空を目的とする地上権に関する規定で、今回上空と地下の部分について変更がありますので、改めて5条の面積変更に併せて3条での申請も提出されております。

下部の営農者との協議により変更されたものであり、自らの営農に支障がない旨をうたった耕作者の同意書も添付されております。

なお、本件は許可を受ける前に施工がなされております関係で、その経過をつづった顛末書が、太陽光設置者の〇〇から提出されております。

6月28日現地確認後に比和支所で農業委員、推進委員、事務局にて、営農者からの聞き取り内容や各種状況確認を行い、転用の変更内容については畦畔であること、全体の耕作面積は、以前と変わりなく、パネル下部での耕作に影響がないと判断することから転用許可等については許可妥当と判断しています。

なお、現在、下部での耕作が計画通り進んでいないことについても状況確認を行いました。そちらの方を報告させていただきます。

営農者、設置者から確認した内容については、

- ・許可後に、コロナの影響による資材調達が大幅に遅れ、また、降雪の影響で着手が2月後半まで遅れたこと、完了が3月31日となったこと
- ・パネルの設置工事の時期が、まだ雪が残っている時期で悪かったため、結果的に泥が排

	<p>水口側によって、うまく排水ができず、ハウレンソウの植え付けができないので、4月以降営農者が努力をしたが、トラクターでは、泥の移動がうまくいかず状況が改善しないため、現在設置業者へ圃場の改善を要求している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作者は、圃場の改善がなされれば、当初計画していた土壌改良（土づくり）をし、耕作を開始するため鶏糞や天地返しの機械は準備している。</li> <li>・設置者は、重機等の費用が掛かるのでパネル施工業者と協議中で、梅雨が明けて土が乾いたところで作業をしたほうが良いと判断し、それまでに対応時期を確定したい。というものであります。</li> </ul> <p>本年度は、7月から8月に圃場整備・土壌改良、施肥、9月に播種の予定となる模様です。</p> <p>以上、転用等の説明と耕作の状況報告をいたしました。 議案第3号について、ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p>
議長	<p>皆様方の方から何かご質疑・ご意見等がございますか。</p>
議長	<p>せっかく農地利用最適化推進委員の佐々木推進委員が来られておりますので、ご意見を伺いたいと思います。</p>
佐々木 推進委員	<p>3号の議案につきましては私も前をよく通る場所でもありますし、降雪による工事の遅れが要因ではあるのですが、本人さんが熱心に営農を進められるように手配しておりますので、今年度は少し計画変更をしてもらおうと思いますが、来年度からはしっかりされると思います。</p>
議長	<p>名越委員さん何か付け加えることはございませんか。</p>
24 番名越委員	<p>パワーコンディショナーの位置について、実際にはもう変更してありますが確認したところ、田の畔にやっておりますので、耕作には全く関係がないかと思えます。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
5 番三吉委員	<p>今の説明では変更後はパワーコンディショナーを畦畔に移すということでパネルからパワーコンディショナーは地中に埋めて繋ぐと言った。 という時に地中を通る面積、これの地上権の面積は入れなくていいのか。</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>転用面積のことだと思うのですが、転用面積につきましてはあくまでポールの表面の面積、いわゆる工作物が農地を占有する部分ということなので、パワーコンディショナーの設置変更に伴い支柱本数が増えたのでその面積となっております。</p> <p>地中に埋めてあるところについて面積表示はないのですが、民法 269 条の 2 第 1 項の地価と上空に定める地上権として設定するというので、何㎡という面積で申請することはないというように県にも確認させていただいております。</p>
<p>5 番三吉委員</p>	<p>農業委員会はその部分は把握しなくていいということですか。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>はい。</p>
<p>5 番三吉委員</p>	<p>申請者が大幅に誤解しているのではと思うのですが、営農型の太陽光なのに太陽光を設置するために営農ができないような状態に今なっている。</p> <p>去年の申請の際、営農者と太陽光設置者が違う場合、なおかつ営農者に心配がある場合に 10 年にせずに 3 年にすべきではないかという提案をしたのですが、比和の方から責任を持って指導する、と出張所長も含めて説明されたので農業委員会としては 10 年という議決をされた。</p> <p>その 1 年目で営農計画が全然実地されていない。善意の解釈の下で 2 年目からされるだろうとしても、農業委員会に来年の 2 月には営農実績の報告が出てくる。</p> <p>それが 8 割以下になった場合には農業委員会が指導しないといけない。今回、申請が出た段階で状況把握をしたら、本来 4 月から播種してハウレンソウを収穫していないといけないが、草がぼうぼうに生えているだけで営農的に実績がないのならば許可を下さないか、下すのであれば営農計画書の変更なり、口頭で言ったことを善意な解釈に基づく変更認定ではなしに、変更申請に伴って支所も事務局も現場を見たのならあまりにも営農的に利用されていないということで、1 年目の営農計画書の変更届を指導する必要があると思う。</p> <p>営農者はもちろんですが、申請者にする必要があります。営農者が遅れている、営農者は太陽光設置者の〇〇がちゃんとしなかったから困っているというのは身内の話です。</p> <p>本来営農型というのは申請者が農業者で自分の農業経営の安定を図るために営農型の太陽になるわけです。</p> <p>しかしながら、土地を持っている人が企業に貸して企業が営農せずに他の人が利用権設定して土地を利用する、その最たる例がこの例である。</p> <p>であれば、太陽光設置者の〇〇の方へ営農計画書、実際に作るのは営農者かもしれませんが、太陽光を設置している人が営農型を設置しているという認識を改めて指導しないと</p>

<p>議長</p>	<p>いけない。</p> <p>今回指導をしなかったら、来年の2月に8割以下で出来が悪かったと言うと、努力はしようと思ったが太陽光を設置して土が悪くて早くしようと思ったら、太陽光の設置業者が早くしてくれなかったから…というように人が人となって、結局場合によっては1年目は全く営農をしなかったが2年目はちゃんとしますよということになりかねない。</p> <p>このことが半年先送りするだけだと思う。</p> <p>今回この申請が出たことについて、今の事務局、支所でどういう指導をするのか、それは委員会で決めておくべき。</p> <p>私は最低でも営農計画書の遅れている理由書を農地転用許可に対する確認書は転用事業者、営農者、所有者の三者から出ているわけですから、少なくとも営農者から出るのではなく転用事業者〇〇へ指導をする。</p> <p>今出ている営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書が営農者と設置者の両名で出ているのだから、営農に必要な作業の期間が1年目4月に耕運・播種して5月に収穫、6月に播種して7月に収穫の4か月間既に何の収穫がされていない、これについての顛末と今後の営農計画を文書で営農者と設置者から変更で出さすべきだと思います。</p> <p>皆様の方からこのことについて何かご意見はございますか。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>先ほど三吉委員さんが言われたように太陽光設置者の〇〇から現状営農ができない件の顛末書は提出されておまして、その内容につきましては先ほど説明で触れさせていただいたようなものでございます。</p> <p>読み上げさせていただきます。</p> <p>「今年6月半ばに営農者の〇〇様より圃場内の土についてのご相談があった。パネル設置時に場内を設置業者にならしてもらったが、泥が南側にある排水口側に寄ってしまっており、うまく排水されない。〇〇様が手持ちのトラクターで少しずつ土を移動させていたが、小型で馬力もないためお手上げ状態となっているとのこと。</p> <p>ある程度馬力のある重機で土を押せばよいので太陽光パネルの設置業者に相談してみたが、重機等の費用が掛かるため検討中となっている。</p> <p>梅雨が明けて、土が乾いたところで作業をしたほうが良いとのこと、それまでにどのようにするか確定したい。」</p> <p>という内容で提出いただいております。</p>
<p>5番三吉委員</p>	<p>そういうあいまいな文学的な文章ではなしに、原因者と今度実地する期限、いつまでにするのか、〇〇は自分が施業者なのに太陽光パネルを設置した業者が悪い、パネルを設置し</p>

	<p>たのは下請けでしょうがあくまで依頼した業者であり、農業委員会に対しての責任者は〇〇なのだから、主語は「私が」になっていないといけない。私が期限までにしなかったので営農を頼んでいる〇〇さんからこのような苦情があったので、いついつまでには私が責任を持って圃場を作れるようにして、〇〇さんの方が何月から何を植えてどう収穫をして、と1年目は4作仕様と思ったけれど2作しかできないがこのように努力をして2年目からはそれぞれ2作ずつの4作を作ります、というので初めて文章になる。</p> <p>今くらいのことで認めてはい、分かりましたと言ったら、多分来年の2月に農業委員会へ出る書類は「1年目は何も作れませんでした、誰が悪いのか、パネル設置業者です」というようなことになりかねないのでそれは防ぐべき。</p>
3 番堀江委員	<p>今三吉委員が言われたように何で遅れたのかという報告書、今後どうしていくかという計画書が出るべきだと思います。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
議長	<p>それでは比和支所の方からこのことについてもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。</p>
坂口出張所長	<p>今はこの計画につきまして聞き取りをした内容をもう少し詳しく説明をしたいと思います。</p> <p>仮に今の圃場の状態が改善されれば7月から8月でも土壌改良をしてすぐにでも種をまいてハウレンソウを植え付けていきたいという計画を〇〇さんから聞いております。</p> <p>今の状況では種まきができないというのを確認しているところでございまして、耕作意欲は非常に持っておられることを確認しております。</p> <p>遅くても10月上旬までには種まきをして今年度中には1回は収穫をしたいと申されております。</p>
5 番三吉委員	<p>営農型でしないといけないという意識が非常に薄いのではないかと思います。</p> <p>〇〇さんは土壌整備ができなかったらそれを理由にできませんでしたということは農業委員会に言うのではなく申請者に言わなければならない。</p> <p>そこで、営農の利益が出ると思って利用権設定をしているわけで、それが1年間ほとんど作れずに、できれば1作作れたらいいですよ、とそれは営農型の太陽光の営農者の発言ではいけない。</p> <p>それと、農業委員会へ言うのではなくパネルを設置している〇〇へ言わないといけない。そうすると農業委員会が認めているということになればあくまで営農型の太陽光であれば、〇〇が下請け業者に本当に作業をするのか、今日も現場に入っていないのでしょ、危機</p>

	<p>感が全然ないわけです。</p> <p>〇〇さんは「意欲はあるのだけれどできませんでした」、その後始末をしないとイケないのが2月です。</p> <p>今回するか2月するかです。だから日にちを入れたちゃんとしたものにしてください、とこれが比和の今の認識に対しての私の思いです。</p> <p>私なぜこんなにしつこく言うかという、以前から委員さんも思われているでしょうが、庄原には圃場整備した田んぼで使い勝手の悪い、困っている田んぼがあってできれば太陽光をしたいのですが、出来ないわけです。</p> <p>今回は比和の国道沿いの一等地、モデル地区です。今はまだ少々草が生えているくらいなのでいいですが、今後周りの人が営農型は下に草を生やしていいんですかと、庄原市の営農型太陽光の設置の判断基準がこれなんですか、というモデルになってしまう。</p> <p>1件目の東城はなんとか収量について8割がしんどいかもかもしれませんが、農地所有者と太陽光設置者が一緒なんですよね。</p> <p>今回のような事例を曖昧な形で認めてしまうと2例目が出たときに、比和ではあれでよかったのではないかとされた時に止めようがない。</p> <p>だからあえて憎まれ口で言っています。</p> <p>皆さんがそこまで言わなくていいということであれば僕はそれでもいいと思います。</p>
議長	皆様の方から何かご意見はありますか。
議長	なぜ工事した後に申請が上がってきたのか教えてください。
事務局員 (本庁)	<p>事務局へ初回相談があったのが5月13日で、実は…ということで相談がありました。</p> <p>軽微なことと判断されていたようでしたが、転用面積が変わるということで県に確認したところ、計画変更承認申請と3条、5条という取り扱いをしなければいけませんとのことだったので指導いたしました。</p> <p>申請につきましては7月総会分ということで提出されたという経過です。</p>
議長	比和の委員さんはその工事のことは分からなかったのですか。
24 番名越委員	全く気が付かなかったです。
議長	<p>これが許可になった時に申し上げたのですが、後々の指導や見守りについてしっかりお願いしますと言ってあったはずです。</p> <p>こういう難しい案件は後々の指導が大事になってくるかと思いますが、このように工事が済んでから出てくるような案件になり本当に残念です。</p>

議長	<p>一応、議案第3号についてまず皆さんに議決していただきたいと思います。</p> <p>そのあと、三吉委員から提案のあった今からの営農計画の変更書やしっかりした顛末書を提出願うかどうかを後で決めたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは採決に移らせていただきます。</p>
議長	<p>議案第3号「営農型太陽光発電の事業計画変更承認申請とそれに伴う農地法第5条及び農地法第3条の規定による許可申請について」、計画変更申請を承認し、変更計画による農地法第5条申請及び農地法第3条申請について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>賛成 11、反対 13 で否決になります。</p>
3 番堀江委員	<p>営農がどうなっているのかは二の次ではないか。まずは変更しているのだから変更は賛成ですよ、と。だけど営農型だから営農はどうなっているのかというのはあるが、それは第二の問題です。</p> <p>その第二の問題が重要な課題であって今から指導して今後の計画書を建てて営農を順調にしていくようになるが、変更承認は支障がないと思います。</p>
9 番森兼委員	<p>今回強硬に解決せずに納得のいくような説明をしてもらいたい。</p> <p>次の議会でどこから突かれても説明できるというような形にしてもらわないとこれ以上賛成は増えないと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
8 番財間委員	<p>私もこの案件についてちゃんと見ていかないとまずいよという話はさせてもらったが、営農型の取扱いをどうするのかを示す場面で、最初はハウレンソウを作ることについて農協からの指導なども付けて出してあったと思うが、今この状態で大丈夫なのかというのはまずいので、しっかり整理をする必要があると私も思います。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
議長	<p>農業委員会としては農業者が安心して農業に取り組めるような形を取るのが筋でございまして、皆さんのご意見はそういうところにあるのだと思います。</p> <p>これは営農者の〇〇さんに対してではなくて、その会社に対する責任を問うものでござ</p>

議長	<p>いまして、ここにおられる委員さんの多くが反対であったということを伝えていただこうと思います。</p> <p>もう一度委員会へ出されるときには営農計画の変更も含めて、顛末書も丁寧に、そういうことをされて出されたら良いかと思います。</p> <p>賛成 11、反対 13 でこの件は否決されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 5 号「非農地証明申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号 15 について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 15</p> <p>位置等：説明資料 6・7 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 4 年頃周りの土地が圃場整備により団地となったが、当該土地は残され周りの原野と同じ状態になっている。</p> <p>現地確認：現地は法面であり周囲の原野と同じ状態で、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様より何かご質問等がございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「非農地証明申請」受付番号 15 について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、証明することを決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 5 号「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認」について、市より意見を求められていますので上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
農業振興課 職員	<p>本市では、農業振興地域整備計画の農用地利用計画において今後の農地利用の方針や農用地区域を定めており、農地転用等の場合においては農用地区域に含まれない土地として整備計画の内容を変更する必要があります。</p> <p>その際には、農業委員会の意見を聞くことが法律で定められております。</p>

	<p>今回の庄原農業振興地域変更計画は、除外が 33 件,筆数 54 筆、編入が 1 件,筆数が 3 筆、用途変更が 0 件となっております。</p> <p>(資料を元に説明)</p> <p>手続きが順調に進みましたら 9 月下旬には手続きが完了する予定です。</p> <p>具体的な手続きの流れとしては、まず県に事前調整協議を行い、県の方から異議なしとの回答をいただいております。</p> <p>その後今行っている意見を聞く段階に入ります。</p> <p>他の関係機関にも意見を伺いまして回答があり次第、整備計画書の変更案を公告し、30 日間縦覧する予定としております。</p> <p>その後、15 日間の異議申し出の期間が設けられております。</p> <p>地域住民であれば縦覧期間中、異議申し出の期間中に意見書を提出することができるようになっております。</p> <p>農用地区域内の土地所有者等については、異議申し出期間中に異議申し出をすることができます。</p> <p>異議申し出がなかった場合には、県へ協議の申し出をし、同意の回答があれば正式に整備計画書として認められることとなります。</p> <p>これによって、土地所有者においては除外の手続きが完了したという形になります。</p> <p>今回の案件について内容をご確認いただき回答していただきますのでご意見がありましたらよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。資料を少しの間お目通しください。</p>
議長	<p>皆様よりご意見・ご質問を受け付けます。何かございますか。</p>
17 番金本委員	<p>除外する農地の中に現地を見に行っていないものがあると思いますが、なぜでしょうか。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>携帯基地局の案件については現地写真等が添付されておりますので、地元の委員さんと現地には行っておりません。これから一緒に見に行っていただければと思います。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
議長	<p>比和の除外目的が太陽光のところだが、先ほどの議案の案件の位置関係を教えてください。</p>

事務局員 (比和出張所)	先ほどの議案の営農型太陽光にすぐ隣接した場所がこの度申請されております。
議長	他にございませんか。
14 番藤原委員	資料の 5 ページ土地改良事業等との調整状況の表の中で、不明という表記がありますが、本当に不明なのでしょうか。 こういった事業で整理されていないというのが行政の中であるのなら問題が出てくるのではないかと思います。こういった処理をきちんと保管しておくべきだろうというのが私の意見です。
事務局員 (西城出張所)	資料はあるのだと思うのですが、見つかりませんでした。 換地処分されたことは間違いのないのですが、資料の把握状況が悪く申し訳ございません。今度から書けるように努めたいと思います。
14 番藤原委員	こういった圃場整備の図面などの書類は何年保存なのか。
事務局員 (口和出張所)	位置番号 36 についてですが、この農村基盤総合整備事業というのが口北地域全体で行われた工事として、その一部として大月工区がありました。 何年にここが完了といった細かい記載は見当たりませんでした。換地処分がされた日付としては昭和 57 年 3 月 30 日となっております。 工期がすごく分かれておりましたので、不明とさせていただきました。 書類としては永久保存として残しております。
議長	他にございますか。  (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認」について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、承認されました。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	続いて、会長報告に移らせていただきます。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月8日 会長・事務局長等会議</li> <li>・ 14日 女性協議会三役会議</li> <li>・ 17日 常設審議会・農業会議総会</li> <li>・ 20日 広報委員会</li> <li>・ 6月30日・7月1日 徳島県農業委員会女性協議会特別研修会 について報告を行った。</li> </ul>
議長	引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
事務局員 (本庁)	<p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拡大役員会</li> <li>・ 今後の主な日程</li> </ul> <p>について報告を行った。</p>
議長	皆様の方から何かございますか。
金本委員	農地パトロールの時に市議会議員さんに数分でも見てもらって農家とは違う目線で意見を貰えたらと思いました。
議長	このことは役員会でも話をしたいと思います。
議長	他にございますか。
青才委員	2023年1月20日予定 女性農業委員と女性農業者との対話集会について報告を行った。
	(なしという声)
議長	他にございませんか。
	(なしという声)
議長	<p>以上で本日の日程をすべて終了しました。</p> <p>これをもって、第4回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時3分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和4年7月5日

議 長  
(道下 和子) \_\_\_\_\_

15 番委員  
(柳生 卓三) \_\_\_\_\_

16 番委員  
(高坂 勝博) \_\_\_\_\_